

臺北市政府 99.06.17. 府訴字第 09900459700 號訴願決定書

訴 願 人 高○○

原 處 分 機 關 臺北市政府環境保護局

訴願人因違反廢棄物清理法事件，不服原處分機關如附表所列共 58 件裁處書，提起訴願，本府決定如下：

主文

- 一、關於附表編號 1、編號 10 至 32、編號 34 至 38 及編號 40 至 58 所列 48 件裁處書部分，訴願不受理。
- 二、關於附表編號 2 至 9、編號 33 及編號 39 所列 10 件裁處書部分，原處分撤銷，由原處分機關於決定書送達之次日起 30 日內另為處分。

事實

原處分機關大安區清潔隊執勤人員於附表編號 1 所載時、地，發現訴願人任意張貼售屋廣告，污染定著物，乃當場拍照採證，並依廢棄物清理法第 27 條第 10 款規定，開立民國（下同）96 年 8 月 29 日北市環安罰字第 X497 096 號舉發通知書告發。嗣原處分機關依同法第 50 條第 3 款規定，以 96 年 9 月 5 日廢字第 J96026713 號裁處書，處訴願人新臺幣（下同）1,200 元罰鍰，該裁處書於 96 年 12 月 27 日送達。另原處分機關大安區、松山區清潔隊執勤人員，分別於 97 年 5 月 13 日及 98 年 4 月 28 日接獲市民採證錄影光碟等資料，檢舉訴願人於附表編號 2、編號 7 及編號 58 所載時、地，任意棄置廢棄物，另於編號 3 至 6、編號 8 至 57 所載時、地違規張貼售屋廣告單，原處分機關爰寄送通知單通知訴願人到案說明或陳述意見，經訴願人於 98 年 5 月 13 日向原處分機關衛生稽查大隊陳述意見，否認違規事實。惟經原處分機關審認訴願人有上開違規情事，分別違反廢棄物清理法第 27 條第 1 款及第 10 款規定，爰以附表編號 2 至 58 所載 57 件舉發通知書告發。嗣依同法第 50 條第 3 款規定，以附表編號 2 至 58 所載 57 件裁處書，各處訴願人 1,200 元（57 件合計處 6 萬 8,400 元）罰鍰。上開附表編號 1 至 58 裁處書分別於 96 年 12 月 27 日、98 年 9 月 16 日、10 月 20 日、11 月 26 日及 99 年 1 月 13 日、1 月 21 日送達。訴願人對上開 58 件裁處書均不服，於 99 年 1 月 20 日經由原處分機關向本府提起訴願，3 月 22 日補充訴願理由，並據原處分機關檢卷答辯。

理由

壹、關於附表編號 1、編號 10 至 32、編號 34 至 38 及編號 40 至 58 所列 48 件裁處書部分：

一、按訴願法第 14 條第 1 項、第 3 項規定：「訴願之提起，應自行政處分達到或公告期滿之次日起三十日內為之。」「訴願之提起，以原行政處分機關或受理訴願機關收受訴願書之日期為準。」第 77 條第 2 款規定：「訴願事件有左列各款情形之一者，應為不受理之決定：……二、提起訴願逾法定期間……者。」

行政程序法第 48 條第 4 項規定：「期間之末日為星期日、國定假日或其他休息日者，以該日之次日為期間之末日；期間之末日為星期六者，以其次星期一上午為期間末日。」

法務部 92 年 4 月 8 日法律字第 0920011784 號函釋：「主旨：關於行政程序法第 48 條第 4 項後段規定適用疑義……說明……二、查行政程序法第 48 條第 4 項後段規定：『期間之末日為星期六者，以其次星期一上午為期間末日。』細繹其立法意旨，係考量立法當時國內星期六上午，仍為行政機關之工作日。惟目前行政機關已遵照『公務人員週休二日實施辦法』，原則上以星期六與星期日為休息日，故上開規定已無適用機會，如期間之末日為星期六者，應適用該法同條項前段規定，以星期日之次日（星期一）為期間末日。」

二、查附表編號 1、編號 10 至 32、編號 34 至 38 及編號 40 至 58 所列 48 件裁處書分別於 96 年 12 月 27 日、98 年 9 月 16 日、10 月 20 日、11 月 26 日送達，有掛號郵件收件回執影本 48 紙在卷可稽；且該裁處書注意事項欄已載明訴願救濟期間及收受訴願書之機關；又訴願人住居於臺北市，並無在途期間扣除問題。是依訴願法第 14 條第 1 項規定，訴願人若對之不服，應自行政處分達到之次日起 30 日內提起訴願，其期間末日應分別為 97 年 1 月 28 日（原為 97 年 1 月 26 日，因是日為星期六休息日，應以星期日之次日代之）、98 年 10 月 16 日（星期五）、11 月 19 日（星期四）及 12 月 28 日（原為 98 年 12 月 26 日，因是日為星期六休息日，應以星期日之次日代之），惟訴願人遲至 99 年 1 月 20 日始經由原處分機關向本府提起訴願，有蓋有原處分機關收文章戳之訴願書在卷可憑。是訴願人提起本件訴願顯已逾 30 日之法定不變期間，原處分業已確定，訴願人對之提起訴願，揆諸首揭規定，自為法所不許。

貳、關於附表編號 2 至 9、編號 33 及編號 39 所列 10 件裁處書部分：

一、按廢棄物清理法第 3 條規定：「本法所稱指定清除地區，謂執行機關

基於環境衛生需要，所公告指定之清除地區。」第 4 條前段規定：「本法所稱主管機關：在中央為行政院環境保護署；在直轄市為直轄市政府。」第 5 條第 1 項前段規定：「本法所稱執行機關，為直轄市政府環境保護局。」第 27 條第 1 款及第 10 款規定：「在指定清除地區內嚴禁有下列行為：一、隨地吐痰、檳榔汁、檳榔渣，拋棄紙屑、煙蒂、口香糖、瓜果或其皮、核、汁、渣或其他一般廢棄物。……十、張貼或噴漆廣告汙染定著物。」第 50 條第 3 款規定：「有下列情形之一者，處新臺幣一千二百元以上六千元以下罰鍰。……。三、為第二十七條各款行為之一。」第 63 條前段規定：「本法所定行政罰，由執行機關處罰之。」

行政程序法第 9 條規定：「行政機關就該管行政程序，應於當事人有利及不利之情形，一律注意。」

行政法院 39 年度判字第 2 號判例：「……行政官署對於人民有所處罰，必須確實證明其違法之事實。倘不能確實證明違法事實之存在，其處罰即不能認為合法。」

行為時臺北市政府環境保護局各類違反環保法令案件裁罰基準第 2 點規定：「本局處理各類違反環保法令案件裁罰基準如附表。」

附表：（節錄）

柒、廢棄物清理法

違反法條	第 27 條第 1 款、第 10 款
裁罰法條	第 50 條
違反事實	普通違規案件
違規情節	一般違規情節
罰鍰上、下限（新臺幣）	1,200 元-6,000 元
裁罰基準（新臺幣）	1,200 元

臺北市政府環境保護局 91 年 3 月 7 日北市環三字第 09130580801 號公

告：「主旨：公告本市指定清除地區為本市所轄之行政區域。依據：廢棄物清理法第 3 條。」

- 二、本件訴願理由略以：檢舉人與訴願人曾有訴訟糾紛，檢舉人曾勒索訴願人要求給付金錢，否則罰單會接不完；該錄影資料是檢舉人重複使用 2 至 3 年前所拍攝的影帶，其時間、地點均不明確，訴願人懷疑該錄影資料係檢舉人所偽造。
- 三、查原處分機關大安區及松山區清潔隊執勤人員接獲民眾檢舉於附表編號 2、編號 7 及編號 58 所載時、地，任意棄置廢棄物，另於編號 3 至 6、編號 8 至 51 所載時、地違規張貼售屋廣告單，經原處分機關通知訴願人陳述意見後，審認訴願人確有上開違規事實，違反廢棄物清理法第 27 條第 1 款、第 10 款規定，有採證錄影光碟 1 片及原處分機關衛生稽查大隊收文號第 10304 號陳情訴願案件簽辦單影本 1 紙附卷可稽。
- 四、惟按行政程序法第 9 條規定：「行政機關就該管行政程序，應於當事人有利及不利之情形，一律注意。」且行政機關對於人民有所處罰，必須確實證明其違法之事實，始足當之；倘不能證明人民確有違法事實之存在，其處罰即不能認為合法，此揆諸前揭行政法院判例意旨自明。查本件原處分機關依民眾採證錄影光碟等資料審認訴願人確有前開違規事實，惟經審視該錄影光碟均未顯示錄影日期及時間，則原處分機關如何據以審認訴願人之違規時間，即不無疑義。次查，原處分機關為便於稽查人員執行違規廣告物查處時有所依循，訂有「臺北市政府環境保護局違規廣告物稽查暫行作業方式」，依該作業方式第 9 點規定：「各單位執勤人員如能釐清違規小廣告張貼者為仲介公司（或其他公司團體）或其所僱用時，告發對象應以僱用者（仲介公司或其他公司團體）為主……。」是本件原處分機關有否依上開作業方式先予釐清該違規售屋廣告張貼者究為訴願人或其僱用人（仲介公司），以為其告發、裁處對象，亦未見原處分機關敘明。是本件相關違規事證及裁處對象未臻明確，仍有究明之必要。從而，應將此部分原處分撤銷，由原處分機關於決定書送達之次日起 30 日內另為處分。
- 參、綜上論結，本件訴願部分為程序不合，本府不予受理；部分為有理由，依訴願法第 77 條第 2 款及第 81 條，決定如主文。

附表：

編	違反時間	違反地點道	舉發通知書	裁處書日期	送達日期
---	------	-------	-------	-------	------

號			日期、字號	、字號	
1	96年8月	大安區復興	96年8月27	96年9月5日	96年12月27
	29日18時	南路○○段	北市環安罰	廢字第	日
	4分	○○巷○○	字第497096	J96026713	
		號前人道	號		
2	97年1月	大安區忠孝	98年12月2	98年12月11	99年1月13
	20日12時	東路4段頂	北市環安罰	日廢字第	日
	34分	商圈紀念碑	字第622078	41-098-	
		上	號	121868號	
3	97年2月	大安區忠孝	98年12月2	98年12月11	99年1月13
	15日11時	東路○○段	北市環安罰	日廢字第	日
	35分	○○號前地	字第622079	41-098-	
		面	號	121869號	
4	97年2月	大安區忠孝	98年12月2	98年12月11	99年1月13
	15日11時	東路○○段	北市環安罰	日廢字第	日
	36分	○○號前牆	字第622080	41-098-	
		上	號	121870號	
5	97年2月	大安區忠孝	98年12月2	98年12月11	99年1月13
	15日11時	東路○○段	北市環安罰	日廢字第	日
	37分	延街交叉口	字第622081	41-098-	
		牆上	號	121871號	
6	97年2月	大安區忠孝	98年12月2	98年12月11	99年1月13
	15日11時	東路○○段	北市環安罰	日廢字第	日
	37分	○○號牆上	字第622082	41-098-	
			號	121872號	
7	97年2月	大安區忠孝	98年12月2	第622083號	99年1月13

	27 日 12 時	東路○○段	北市環安罰	98 年 12 月 11	日	
	49 分	頂好商圈東	字	日廢字第		
		區地下街入		41-098-		
		口地面		121873 號		

8	97 年 3 月	大安區忠孝	98 年 12 月 2	98 年 12 月 11	99 年 1 月 13	
	6 日 15 時	東路○○段	北市環安罰	日廢字第	日	
	56 分	與安路交叉	字第 622084	41-098-		
		口牆上	號	121874 號		

9	97 年 3 月 6	大安區忠孝	98 年 12 月 2	98 年 12 月 11	99 年 1 月 13	
	日 16 時 22	東路○○段	北市環安罰	日廢字第	日	
	分	○○巷口牆	字第 622085	41-098-		
		上	號	121875 號		

10	97 年 5 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	99 年 1 月 13	
	13 日 11 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	6 分	○○號鐵柱	字第	098-061777		
		上	594672 號	號		

11	97 年 5 月	大安區敦化	98 年 6 月 5	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	13 日 11 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	6 分	○○號燈桿	字第 594673	098-061778		
		上	號	號		

12	97 年 5 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	13 日 11 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	7 分	○○號樑柱	字第 594674	098-061779		
		上	號	號		

13	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	13 日 11 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	7 分	○○號牆	字第 594675	098-061780		

		上	號	號	
14	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	13 日 11 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	45 分	○○弄萬林	字第 594676	098-061781	
		大前燈桿上	號	號	
15	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	13 日 12 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	12 分	○○ 與復	字第 594677	098-061782	
		南路○○段	號	號	
		○○巷交叉			
		口標誌桿上			
16	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	13 日 12 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	34 分	○○牆壁上	字第 594629	098-061771	
			號	號	
17	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	13 日 12 時	東路與大安	北市環安罰	廢字第 41-	日
	34 分	路口燈桿上	字第 594630	098-061772	
			號	號	
18	97 年 5 月	大安區大安	98 年 9 月 15	98 年 9 月 22	98 年 10 月 20
	13 日 12 時	路 1 段與忠	北市環安罰	廢字第 41-	日
	34 分	東路 4 段口	字第 600682	098-092911	
		通管制箱上	號	號	
19	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	13 日 12 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	36 分	○○號前樑	字第 594631	098-061773	

		柱上	號	號		
20	97 年 5 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	13 日 12 時	東路與敦化	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	38 分	南路口郵筒	字第 594632	098-061774		
		上	號	號		
21	97 年 5 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	13 日 12 時	南路與忠孝	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	39 分	東路口燈桿	字第 594633	098-061775		
		上	號	號		
22	97 年 5 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	13 日 12 時	南路與忠孝	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	39 分	東路口中央	字第 594634	098-061776		
		分隔島燈桿	號	號		
		上				
23	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時 5	南路 1 段 262	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	分	號復興國小	字第 594298	098-082133		
		左側標誌桿	號	號		
24	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時 5	南路與仁愛	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	分	路 4 段口之	字第 594299	098-082132		
		誌桿	號	號		
25	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時 7	南路與仁愛	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	分	路國泰世華	字第 594300	098-082130		
		銀行前外牆	號	號		

26	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時 8	南路 1 段與	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	分	愛路 4 段口	字第 600957	098-082156		
		號誌桿上	號	號		
27	97 年 11 月	大安區大安	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時	路 1 段與敦	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	15 分	化南路○○	字第 600958	098-082154		
		段○○巷口	號	號		
		燈上				
28	97 年 11 月	大安區大安	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時	路 1 段與忠	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	18 分	東路 4 段口	字第 600959	098-082152		
		誌桿上	號	號		
29	97 年 11 月	大安區大安	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時	路 1 段與忠	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	19 分	東路 4 段口	字第 600960	098-082150		
		面	號	號		
30	97 年 11 月	大安區忠孝	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時	東路 4 段頂	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	37 分	商圈黑色紀	字第 600961	098-082140		
		念碑上	號	號		
31	97 年 11 月	大安區忠孝	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	
	4 日 13 時	東路 4 段 101	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	39 分	巷口牆面上	字第 600962	098-082139		
			號	號		
32	97 年 11 月	大安區忠孝	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26	

	4 日 13 時	東路 4 段與	北市環安罰	廢字第 41-	日
	42 分	化南路 1 段	字第 600963	098-082138	
		安全島燈桿	號	號	
		上			
33	97 年 11 月	大安區仁愛	98 年 12 月 2	98 年 12 月 11	99 年 1 月 13
	1 日 11 時	路○○段○	北市環安罰	日廢字第	日
	53 分	○號牆上	字第 622086	41-098-	
			號	121876 號	
34	97 年 11	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 12 時 1	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	分	○○巷口前	字第 594291	098-082153	
		標誌桿	號	號	
35	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 12 時 2	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	分	○○號前標	字第 594292	098-082151	
		誌桿	號	號	
36	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 12 時 4	南路往北與	北市環安罰	廢字第 41-	日
	分	忠孝東路 4	字第 594293	098-082149	
		(單號邊)	號	號	
		標誌桿			
37	97 年 11 月	松山區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 28	98 年 11 月 26
	4 日 12 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	14 分	○○號牆柱	字第 585822	098-082437	
		上	號	號	
38	97 年 11 月	松山區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 28	98 年 11 月 26
	4 日 12 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日

	17 分	○○牆柱上	字第 585823	098-082436	
			號	號	
39	97 年 11 月	松山區敦化	98 年 8 月 19	98 年 9 月 1 日	99 年 1 月 21
	4 日 12 時	南路 1 段往	北市環安罰	廢字第 41-	日
	47 分	南方向近市	字第 585824	098-090163	
		民大道交叉	號	號	
		口牆柱上			
40	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 12 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	56 分	○○巷口前	字第 594294	098-082148	
		外牆	號	號	
41	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 13 時 2	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	分	○○號前標	字第 594295	098-082147	
		誌桿	號	號	
42	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 13 時 3	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	分	巷口標誌桿	字第 594296	098-082146	
			號	號	
43	97 年 11 月	大安區敦化	98 年 8 月 19	98 年 8 月 27	98 年 11 月 26
	4 日 13 時 4	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	分	○○號復興	字第 594297	098-082145	
		國小右側標	號	號	
		誌 桿			
44	98 年 4 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	15 日 16 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	47 分	○○號旁號	字第 594274	098-061766	

		桿上	號	號	
45	98 年 4 月	大安區敦化	98 年 9 月 15	98 年 9 月 22	98 年 10 月 20
	15 日 16 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	47 分	○○號前號	字第 600683	098-092912	
		誌桿上	號	號	
46	98 年 4 月	大安區大安	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	15 日 16 時	路 1 段與忠	北市環安罰	廢字第 41-	日
	52 分	東路 4 段交	字第 594275	098-061767	
		口號誌桿上	號	號	
47	98 年 4 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	15 日 16 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	57 分	○○號前拖	字第 594276	098-061768	
		吊告示牌上	號	號	
48	98 年 4 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	15 日 16 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	58 分	○○前外牆	字第 594277	098-061769	
		上	號	號	
49	98 年 4 月	大安區復興	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	15 日 17 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	3 分	○○巷○○	字第 594278	098-061770	
		前燈上	號	號	
50	98 年 4 月	大安區復興	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16
	15 日 17 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日
	4 分	○○巷○○	字第 594912	098-061765	
		號前桿上	號	號	
51	98 年 4 月	大安區復興	98 年 9 月 15	98 年 9 月 22	98 年 10 月 20

	15 日 17 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	5 分	○○巷○○	字第 600684	098-092913		
		號前燈桿上	號	號		
52	98 年 4 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	6 分	○○前外牆	字第 594913	098-061764		
		上	號	號		
53	98 年 4 月	大安區大安	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	路 1 段與忠	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	8 分	孝東路 4 段	字第 594914	098-061763		
		叉口肢障標	號	號		
		示牌上				
54	98 年 4 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	9 分	○○前燈桿	字第 594915	098-061762		
		上	號	號		
55	98 年 4 月	大安區忠孝	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 17	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	東路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	13 分	○○號前號	字第 594916	098-061761		
		誌桿上	號	號		
56	98 年 4 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 16	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	14 分	○○號前號	字第 594917	098-061721		
		誌桿上	號	號		
57	98 年 4 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 16	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	16 分	○○巷口交	字第 594918	098-061719		

		通標誌桿上	號	號		
58	98 年 4 月	大安區敦化	98 年 6 月 5 日	98 年 6 月 16	98 年 9 月 16	
	15 日 17 時	南路○○段	北市環安罰	廢字第 41-	日	
	17 分	○○巷口安	字第 594919	098-061720		
		全島上	號	號		

訴願審議委員會主任委員 蔡 立 文

副主任委員 王 曼 萍

委員 劉 宗 德

委員 陳 石 獅

委員 紀 聰 吉

委員 戴 東 麗

委員 林 勤 綱

委員 柯 格 鐘

委員 葉 建 廷

中華民國 99 年 6 月 17 日

市長 郝龍斌公假

副市長 林建元代行

訴願審議委員會主任委員 蔡立文決行

如對本決定訴願不受理部分不服者，得於本決定書送達之次日起 2 個月內，向臺北高等行政法院提起行政訴訟，並抄副本送本府。

（臺北高等行政法院地址：臺北市大安區和平東路 3 段 1 巷 1 號）